

玄海3号機MOX燃料使用差止訴訟に係る準備書面9・10の概要について

当社は、MOX燃料の使用に関し、安全性を確保している旨の全般的な主張を答弁書で行い、その後、準備書面において、安全性に係る詳細な主張を行ってきた。

今回、MOX燃料の安全性に関し、準備書面9で原告からの求釈明に対し回答し、準備書面10で追加主張を行った。

1. 原告求釈明への回答について【準備書面9】

原告からMOX燃料設計に係る燃料棒内圧評価に関する求釈明に対し、MOX燃料を適切に設計しているという当社のこれまでの主張の内容を分かり易く説明した。

2. 当社の追加主張について【準備書面10】

- (1) 「核分裂生成ガス放出率の実測値と予測値の差が最も大きいデータに基づき計算すると、燃料棒内圧評価値は設計基準値を超える」との原告の主張について

原告の指摘する海外プラントのデータは、玄海3号機の燃料棒内圧評価に用いた照射条件等と異なるため、このデータを玄海3号機にあてはめて計算しても、信頼性のある評価値は算出されないことを主張した。

- (2) 「関西電力が自主検査により不合格にしたMOX燃料を当社が使用している可能性がある」との原告の主張について

当社と関西電力のMOXペレットは仕様が異なり、また、メロックス社における製造工程では、当社と関西電力のMOXペレットを個別に製造・管理しており、当社のMOXペレット中に、関西電力の自主検査で不合格となったMOXペレットが混入することはないことを主張した。

- (3) 「ギャップ再開が起きると、サーマルフィードバックが起り、ペレット溶融の危険、被覆管が内圧によって破壊される危険が生じ、原子炉容器が破壊されるという重大な危険が生じる」との原告の主張について

当社のMOX燃料は、ギャップ再開が生じないように適切に設計している。

仮にギャップ再開が生じ、燃料棒の内圧が相当高まったとしても、サーマルフィードバックに達しないこと等を海外の試験研究炉のデータで示し、原告が主張するような重大な危険が生じないことを主張した。

以上